

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成29年12月6日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

井上正仁（委員長），出井直樹，今崎幸彦，岩尾信行，大澤裕，大野勝則，小野正典，河津博史，小出邦夫，小坂井久，酒巻匡，曾木徹也，中原亮一，中村愼，林眞琴，平木正洋，山上秀明

(2) 幹事

秋田眞志，伊藤雅人，岡田志乃布，岡本章，吉川崇，澤村智子，菅野亮，中田康夫，平城文啓，福島直之，堀江愼司，松坂規生，継田剛史，宮村啓太，吉田智宏

※ 谷川佳史幹事欠席のため町田政弘が，松下裕子幹事欠席のため保坂和人が，それぞれ代理出席

4 諮問事項

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。ただし，同法附則第1条ただし書第1号から第3号までに掲げる規定を除く。）の施行に伴う刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

(1) 諮問事項（資料1）

(2) 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案（資料2）

(3) 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員等名簿（資料3）

- (4) 席図（資料４）
- (5) 議事進行予定（資料５）
- (6) 法律の新旧対照条文（第２条関係及び第７条関係）（資料６）
- (7) 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の概要（資料７）
- (8) 小野委員規則化提案事項
- (9) 小坂井委員規則化提案事項

6 議事録

（井上委員長） ただ今から最高裁判所刑事規則制定諮問委員会を開かせていただきます。私は委員長を務めております井上でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

審議に先立ち、本委員会で初めて顔を合わせられる方も少なくないと思いますので、委員、幹事それぞれの方々に簡単に自己紹介、お名前と所属などで結構でございますが、自己紹介をしていただきたいと存じます。座ったままで結構ですので、出井委員から、時計の反対回りの順でお願いいたします。なお、本来の幹事の方の代理で出席されている方も、その旨を付け加えて自己紹介をしていただければと思います。

（出井委員） 出井直樹と申します。日本弁護士連合会の事務総長をしております。第二東京弁護士会所属です。よろしくお願ひいたします。

（今崎委員） 最高裁事務総長の今崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（岩尾委員） 内閣法制局第二部長を務めております岩尾と申します。よろしくお願ひいたします。

（大澤委員） 東京大学の大澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（大野委員） 東京地裁刑事部の所長代行者の大野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(小野委員) 弁護士の小野正典でございます。第二東京弁護士会の所属です。よろしくお願いいたします。

(河津委員) 第二東京弁護士会所属の河津でございます。よろしくお願いいたします。

(秋田幹事) 弁護士の秋田でございます。大阪弁護士会に所属しております。よろしくお願いいたします。

(伊藤幹事) 東京地方裁判所の刑事第二代行をしております伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

(岡田幹事) 最高検検察官事務取扱検事の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

(岡本幹事) 内閣法制局参事官の岡本と申します。よろしくお願いいたします。

(吉川幹事) 法務省司法法制部司法法制課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

(澤村幹事) 最高裁家庭局第一課長の澤村でございます。よろしくお願いいたします。

(菅野幹事) 千葉県弁護士会の菅野と言います。よろしくお願いいたします。

(町田首席書記官) 幹事の大法廷首席書記官の谷川の代理として参りました、第三小法廷首席書記官の町田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(中田幹事) 東京高等裁判所刑事首席書記官の中田と申します。よろしくお願いいたします。

(平城幹事) 最高裁総務局第一課長の平城でございます。ようお願い申し上げます。

(堀江幹事) 京都大学の堀江と申します。よろしくお願いいたします。

(松坂幹事) 警察庁刑事局刑事企画課長の松坂でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

(保坂刑事法制管理官) 幹事であります法務省刑事局総務課長の松下の代理で参りました，同じく刑事局刑事法制管理官の保坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(継田幹事) 東京地方裁判所刑事首席書記官の継田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮村幹事) 第二東京弁護士会の宮村と申します。よろしくお願いいたします。

(小出委員) 法務省司法法制部長の小出でございます。どうぞよろしくお願ひします。

(小坂井委員) 大阪弁護士会の小坂井と申します。よろしくお願ひします。

(酒巻委員) 京都大学の酒巻と申します。どうぞよろしくお願ひします。

(曾木委員) 東京高検次席の曾木でございます。よろしくお願いいたします。

(中原委員) 最高検公判部長の中原と申します。よろしくお願いいたします。

(中村委員) 最高裁事務総局総務局長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

(林委員) 法務省刑事局長，林でございます。よろしくお願いいたします。

(山上委員) 東京地検次席検事の山上と申します。よろしくお願ひします。

(井上委員長) ありがとうございます。なお，東京高等裁判所判事の大島隆明委員は，本日も都合により欠席されるとうかがっております。

それでは，審議に入りたいと思いますが，本委員会への諮問事項は，お

手元の資料1のとおりでございます。審議の進め方は、お手元の資料5の進行予定表に示したとおりですが、これに従い、担当の委員、幹事からまずご説明をお聞きした上で、皆様のご意見をお伺いし、概ね午後4時頃を目途にこの会を終結させられればというふうに思っています。あくまで概ねということですが、ご協力をお願いしたいと思います。

まず事務局の吉田幹事から、本日の配布資料と議事録の取扱いにつきまして説明をしていただきます。

(吉田幹事) それでは配布資料につきましてご説明申し上げます。まず資料1でございますが、本委員会の諮問事項でございます。「刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号。ただし、同法附則第1条ただし書第1号から第3号までに掲げる規定を除く。)の施行に伴う刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定について」でございますが、内容といたしましては、昨年成立いたしました改正刑訴法のうち、既に施行された部分を除く規定が今後施行されることに伴う刑事訴訟規則等の改正ということでございます。

資料2は、事務当局で作成いたしました「刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」でございます。その内容につきましては、後ほど別途詳しくご説明させていただきます。

資料3は本委員会の委員、幹事等の名簿、資料4は本日の席図、資料5は本日の議事進行予定、資料6は法律の新旧対照条文、資料7は刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の概要でございます。規則の概要につきましては、法改正の事項ごとに規則改正を要すると考えられる事項を整理したものでございます。

なお、これらの資料とは別に、机上配布資料といたしまして、小野委員及び小坂井委員からの規則化提案事項を配布しております。これらにつきましては、後ほど審議の最中に各委員から提案理由のご説明があるものと

承っております。

続きまして、議事録の取扱いにつきまして、お諮りしたいと存じます。最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、例えば、これまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載という形で公表することとしております。本委員会におきましても、同様の取扱いにしたいと考えておりますが、この点につきましてご意見を頂戴したいと思っております。

(井上委員長) ただ今、吉田幹事から説明がありました議事録の取扱いでございますが、何かご意見はございますでしょうか。

特にご意見もないようですので、吉田幹事から提案のありましたように、議事録については発言者名を明記する形で作成をし、かつ公表するという取扱いでよろしゅうございませうか。では、そのようにさせていただきます。

次に今回の諮問ですが、この諮問の趣旨につきまして、事務局の平木委員のほうから説明をしていただきます。

(平木委員) 最高裁刑事局長の平木でございます。本日はよろしくお願いたします。それでは諮問の趣旨についてご説明申し上げます。昨年5月に成立し、6月に公布されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、①捜査・公判協力型協議・合意制度及び②刑事免責制度をそれぞれ導入し、③被疑者国選弁護制度の対象を勾留状が発せられている場合一般に、④ビデオリンク方式による証人尋問を同一構内以外の場所に、それぞれ拡充する規定が、来年6月2日までの政令で定める日に施行され、⑤取調べの録音・録画制度、⑥通信傍受手続の合理化・効率化に関する規定が、再来年6月2日までの政令で定める日に施行されることになっております。

これらの改正は、取調べ及び供述調書に過度に依存しているとの状況を

改め、証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図ることを目的としていると考えられております。

最高裁判所といたしましては、これらの規定に対応する刑事訴訟規則の改正が必要と判断しまして、昨年5月の改正法成立時から準備を進めてまいりました。

ところで、ご承知のことかと思いますが、最高裁判所規則を定めるに当たりましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけでございます。最高裁は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して、必要な事項を諮問することができるとされており、今回の諮問事項は、先ほどご案内のとおり、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。ただし、同法附則第1条ただし書第1号から第3号までに掲げる規定を除く。）の施行に伴う刑事訴訟法等の一部を改正する規則の制定について」とされております。本委員会に先立ちまして、委員、幹事の一部の方にお集まりいただきまして小委員会を開催してご議論いただき、その結果を反映させて、資料2の要綱案を事務局で作成いたしました。本日は、この要綱案を基にご審議をお願いしたいと存じます。

なお、今後のスケジュールのことについてあらかじめ申し上げますと、本委員会におけるご議論を踏まえまして、事務局において規則案を作成した上、最高裁判所裁判官会議で審議、決定をいただくという予定と考えております。以上でございます。

（井上委員長） それでは、実質的な審議に入ることにいたします。

最初に、要綱案の内容について、事務局の吉田幹事から説明してください。

（吉田幹事） それでは資料2のお手元の要綱案に基づきまして、順にご説明させていただきます。要綱案は、第1といたしまして、刑事訴訟規則の改正、第2といたしまして、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則の

改正の2つに大きく分けられます。いずれにつきましても、条文の順序に従って記載しております。小委員会にご出席いただきました委員、幹事の皆様には重複となり恐縮でございますが、第1から順にご説明申し上げます。

まず1番でございますが、証人等の尋問調書の必要的記載事項を追加するものでございます。

(1)は、刑事免責制度の導入に伴い、刑事免責の条件により証人尋問を行ったことを尋問調書の必要的記載事項とするものでございます。証言が刑事免責の条件によりなされたか否かは、当該証人が後日起訴された場合に、その証拠能力に影響する事項であることなどから、後日の無用な紛議を避けるため、尋問調書に記載することとするものでございます。

(2)は、尋問を行う裁判所の構内以外の場所との間でビデオリンク方式による証人尋問を行う制度、いわゆる「構外ビデオリンク方式」でございますが、構外ビデオリンク方式の導入に伴い、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行ったことを尋問調書の必要的記載事項とするものでございます。従前の同一構内の場所におけるビデオリンク方式の証人尋問におきましても、ビデオリンク方式により証人尋問を行ったことは尋問調書の記載事項とされておりました。構外ビデオリンク方式により証人尋問を行ったことも、これと同様とするものでございます。

2番でございますが、公判調書の必要的記載事項を追加するものでございます。

(1)は、刑事免責の条件により証人尋問を行ったことを公判調書の必要的記載事項とするものでございます。

(2)のうち26号の改正は、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行ったことを、従前のビデオリンク方式の場合等と同様に、公判調書の必要的記載事項とするものでございます。

(2)のうち39号の改正は、構外ビデオリンク方式により被害者等の心情等に関する意見陳述が行われたことを、従前のビデオリンク方式の場合と同様に、公判調書の必要的記載事項とするものでございます。

(2)のうち46号の改正は、刑事免責請求に対する決定を公判調書の必要的記載事項とするものでございます。刑事免責請求に対する裁判所の決定は、証拠調べの方法を定める決定に当たり、改正をしない場合には、46号ロにより必要的記載事項とはならないと解されるところでございます。しかし、刑事免責請求に対する決定が公判調書の必要的記載事項とはならないといたしますと、刑事免責請求があったことは規則44条1項14号により必要的記載事項となる一方、請求に対する決定は調書に記載されないことがありうることになり、決定の有無を巡って、無用の争いを招く原因となりかねません。そこで、括弧書きを付すことにより、刑事免責請求に対する決定はロの規定が適用されず、46号本文の本則に戻り、「決定」として公判調書の必要的記載事項とするものでございます。

3番でございますが、刑事免責請求に対する決定及び構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定について、公判期日前にする場合においても、送達することを要せず、通知で足りることとするものでございます。告知をより簡易迅速に行うため、証人の付添い等の措置を取る旨の決定や、従前のビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定等と同様とするものでございます。

4番でございますが、法157条の6第2項の委任に基づきまして、構外ビデオリンク方式による証人尋問の際に証人が在席すべき場所を、構外ビデオリンク方式による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とするものでございます。

5番でございますが、在廷証人について召喚をしない場合でも尋問を行うことができる旨定める規則113条の規定を改めまして、構外ビデオリ

リンク方式により証人尋問を行う旨の決定がなされた場合に、証人が他の裁判所の構内にいるときは、召喚をしない場合でも、在廷証人として尋問を行い得る旨を明示するものでございます。

6番でございますが、刑事免責決定がなされた場合における証人に対する証言拒絶権の告知等に関するものでございます。裁判所は、刑事免責決定を尋問前にした場合には尋問前に、尋問開始後にした場合にはそれ以後の尋問前に、当該証人に対し、免責決定の内容のほか、近親者等が有罪判決を受けるおそれのある場合に関する法147条の証言拒絶権を告げなければならないとするものでございます。

なお、尋問開始後に免責決定がなされた場合は、既に尋問前に法147条の証言拒絶権については告知されているため、改めてこれを告げる必要はないとも考えられるところでございます。しかし、証人は法律の専門家では必ずしもなく、尋問途中で免責決定がなされた場合に免責決定の内容のみを告げた場合、証言拒絶権の対象範囲について誤解するおそれがあるため、改めて告げることとするものでございます。

7番でございますが、規則127条において、受命、受託裁判官が証人尋問を行う場合においても受訴裁判所が行わなければならない手続が定められているところ、要綱案で申し上げますと4番、すなわち、構外ビデオリンクの場所を定める規則107条の3は、裁判所の行う手続を定めるものではございませんので、引用から除外するというものでございます。

8番でございますが、傍聴人の退廷に関するものでございます。被告人の退廷に関する法304条の2におきましては、構外ビデオリンク方式による場合を含む旨明記されたところでございますが、傍聴人の退廷に関する規則202条につきましても、これと同様の改正をするものでございます。現行規則202条におきましても、従前のビデオリンク方式の場合も含むとされており、傍聴人を退廷させる場合といたしましては、例えばそ

の傍聴人が不規則発言をするなどし、その発言が法廷内備付けのスピーカーから証人等に聞こえるなどして、証人等が十分な供述をすることができないと思料される場合が考えられるところですが、構外ビデオリンク方式による証人尋問の場合につきましても、これと同様に傍聴人を退廷させることができる場合に含まれることを明記するものでございます。

9番でございますが、構外ビデオリンク方式により被害者等の心情等に関する意見陳述がなされる場合の準用規定に関するものでございます。

(1)は、構外ビデオリンク方式により被害者等の心情等に関する意見陳述を行う旨の決定につきましても、規則107条の2を準用し、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定と同様に、公判期日前に行う場合でも送達を要しないものとするというものでございます。

(2)は、構外ビデオリンク方式により被害者等の心情等に関する意見陳述を行う場合において、被害者等の在席すべき場所につきまして、要綱案で申し上げますと4番、すなわち、規則107条の3を準用いたしまして、構外ビデオリンク方式による尋問に必要な装置の設置をされた他の裁判所の構内にある場所とするものでございます。

10番でございますが、刑事免責請求に対する決定を公判前整理手続調書の必要的記載事項とするものでございます。要綱案で申し上げますと2番(2)46号と基本的に同趣旨でございますが、公判調書の場合とは異なり、公判前整理手続におきましては、その性質上、尋問開始後の刑事免責請求がされることは想定できないことから、法157条の2第1項の請求、すなわち、尋問前の刑事免責請求に対する決定のみを掲げるものでございます。

11番でございますが、公判前整理手続に関する規定を包括的に期日間整理手続に準用する規定に関するものでございます。具体的には、要綱案で申し上げますと10番、すなわち規則217条の15の準用により刑事

免責請求に対する決定を期日間整理手続調書の必要的記載事項とするものでございますが、公判前整理手続と異なり、期日間整理手続におきましては尋問開始後に刑事免責請求がされることも想定されることから、217条の15を準用しつつ、法157条の3第1項、すなわち、尋問開始後の刑事免責請求に対する決定も含む形で読替えを行うものでございます。

12番でございますが、検察官が、略式命令の請求の際に、被告人以外の者の合意に基づく供述録取書等を裁判所に差し出すときは、合意内容書面を、その後合意から離脱している場合には、合意離脱の告知書面も差し出さなければならないとするものでございます。公判手続におきましては、被告人以外の者の合意に基づく供述録取書等であって、訴訟関係人から取調べを請求したものについては、合意に基づくこと及び当該合意から当事者が離脱していることは、当該供述録取書等の信用性評価に影響することから、合意内容書面及び合意離脱の告知書面の取調べを請求しなければならないとされており、略式手続につきましてもこれと同様とするものでございます。

13番でございますが、裁判所が略式命令請求に対し通常の規定に従い審判をする旨の通知又は正式裁判請求があった旨の通知をしたときには、検察官に書類及び証拠物を返還しなければならないところ、合意内容書面及び合意離脱の告知書面も返還の対象に含まれる旨を明示するものでございます。

引き続き、第2「犯罪捜査のための通信傍受規則に関する規則の一部改正」につきまして、順にご説明申し上げます。いずれも犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、いわゆる通信傍受法の改正により、暗号技術を用いた傍受方法が導入されたことを受けたものでございます。

1番でございますが、傍受令状請求書の記載事項に関するものでございます。

(1)は、通信傍受法5条4項後段におきまして、裁判官は、捜査官から一時的保存命令方式の許可の請求があり、かつ、指定期間における傍受の実施の場所と指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定める旨の申立てがあり、相当と認める場合には、指定期間における傍受の実施の場所と指定期間以外の期間における傍受の実施の場所を定めるとされており、傍受令状請求書におきましても、傍受の実施の方法に加えまして、それぞれの期間における傍受の実施の場所並びに当該申立てをする旨及びその理由を記載事項とするものでございます。

(2)のうち11号は、通信傍受法4条3項におきまして、捜査官による一時的保存命令方式の許可の請求は、傍受令状の請求をする際にしなければならないとされており、傍受令状請求書の記載事項にその旨及びその理由を加えるとともに、一時的保存に用いられる機器その他の技術的措置や通信を一時的に記録した記録媒体等の管理方法等が十分なものであるかどうかを判断するために、通信管理者等に関する事項につきましても記載事項とするものでございます。

(2)のうち12号は、通信傍受法4条3項におきまして、特定電子計算機方式の許可の請求は、同様に、傍受令状の請求をする際にしなければならないとされており、傍受令状請求書の記載事項にその旨及びその理由を加えるとともに、同様に、通信管理者等に関する事項を記載事項に加え、さらに、捜査官が傍受に用いるものとして指定する特定電子計算機がどの機器であるのかを確実に明らかにしておく必要がございますことから、捜査機関が指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項も記載事項とするものでございます。

2番でございますが、疎明資料の提供に関するものでございます。

第2項は、通信傍受法5条3項におきまして、裁判官は、一時的保存命令方式又は特定電子計算機方式の許可の請求を相当と認めるときは、当該

請求に係る許可をするとされておりますことから、捜査官は、一時的保存命令方式又は特定電子計算機方式の許可の請求をする場合は、その請求が相当であることを認めるべき資料についても提供しなければならないとするものでございます。

第3項は、通信傍受法5条4項後段におきまして、裁判官は、捜査官から指定期間における傍受の実施の場所と指定期間以外の期間における傍受の実施の場所を定める旨の申立てがあり、相当と認めるときは、指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定めるものとするものとされておりますことから、捜査官は、この申立てをするには、その申立てが相当であることを認めるべき資料をも提出しなければならないとするものでございます。

3番でございますが、傍受令状の記載事項に関するものでございます。

特定電子計算機方式による傍受を許可する場合には、当該特定電子計算機を特定するに足りる事項を傍受令状に記載することとするものでございます。

4番でございますが、記録媒体の封印の方法に関するものでございます。

通信傍受法25条2項におきまして、一時的保存命令方式により傍受した場合につきましても、再生した通信を記録した記録媒体について立会人に封印を求めなければならないとされておりますところ、その方法について、現行のいわゆるリアルタイム方式による傍受の場合と同様とするものでございます。

5番でございますが、傍受の原記録の提出に関するものでございます。

通信傍受法26条4項におきまして、特定電子計算機方式による傍受に係る記録媒体は、裁判所に提出しなければならないとされておりますところ、同条1項によりこの記録媒体は暗号化されておりますことから、記録媒体を保管する裁判官にその点を把握させるため、特定電子計算機を用い

た傍受に係る記録媒体がある場合は、その旨を書面の記載事項とするもの
でございます。

6番でございますが、傍受の実施の状況を記載した書面、いわゆる傍受
実施状況報告書の記載事項に関するものでございます。

第2項は、通信傍受法27条2項6号におきまして、特定電子計算機方
式による傍受の実施をした場合における傍受実施状況報告書の記載事項の
一部が、最高裁判所規則に委任されていることを受けまして、記載事項を
定めるものでございます。特定電子計算機方式による場合には、現行のリ
アルタイム方式における傍受の実施をした場合の記載事項に加えまして、
1号といたしまして、通信管理者等の氏名及び職業を、2号といたしまし
て、傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項をそれぞ
れ記載事項とするものでございます。

第3項は、通信傍受法28条1項12号におきまして、一時的保存命令
方式による傍受の実施又は再生の実施をした場合における傍受実施状況報
告書の記載事項の一部が、最高裁判所規則に委任されていることを受けま
して、記載事項を定めるものでございます。一時的保存命令方式による傍
受又は再生の実施がなされた場合には、現行のリアルタイム方式における
傍受の実施をした場合の記載事項の一部に加えまして、1号といたしまし
て、通信管理者等の氏名及び職業を、2号といたしまして、再生の実施を
した者の官公職氏名を、3号といたしまして、通信が外国語等であり、再
生後に傍受すべき通信に該当しないことが判明し、傍受記録から通信の記
録を消去した場合には、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び
消去した部分を、4号といたしまして、再生をした通信について、記録媒
体中の記録箇所を特定するに足りる事項をそれぞれ記載事項とするもので
ございます。

第4項は、通信傍受法28条2項8号におきまして、特定電子計算機を

用いて一時的に保存をする方法による傍受の実施又はその再生の実施をした場合における傍受実施状況報告書の記載事項の一部が、最高裁判所規則に委任されていることを受けまして、記載事項を定めるものでございます。現行のリアルタイム方式における傍受の実施をした場合の記載事項の一部、特定電子計算機方式における傍受の実施をした場合の記載事項の一部並びに一時的保存命令方式による傍受の実施をした場合の記載事項の一部を記載事項とするほか、特定電子計算機を用いた一時的保存や再生等が行われることに伴い、第3項3号と同様に、傍受記録から通信の記録を消去した部分がある場合には、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分を記載事項とするものでございます。

要綱案の内容の説明は以上でございます。なお、このほかに、条ずれ、項ずれ等を伴う改正が必要となる事項もございますが、要綱案におきましては割愛をさせていただいております。以上でございます。

(井上委員長) ありがとうございます。それでは、ただ今説明のありました要綱案について、ご質問等のある方は挙手の上、ご発言願います。では河津委員。

(河津委員) 河津でございます。要綱案第1の1及び2に関してお尋ねがございます。要綱案では、構外ビデオリンク方式で証人尋問が行われた場合、「証人が出頭した裁判所」が記載事項とされておられません。これに対し、構外ビデオリンク方式が先行して導入されている民事訴訟では、民事訴訟規則123条4項により、「証人が出頭した裁判所」が調書の記載事項とされています。小委員会でも議論がありましたが、刑事訴訟と民事訴訟で違いを設ける理由について、改めてご説明いただければと存じます。

また民事事件の訴訟記録については、何人も閲覧を請求することができるものとされています。民事事件の調書に「証人が出頭した裁判所」が記載され、それが閲覧されたことによって、何か問題が生じた事例について、

事務局のほうで把握されているようであれば、その件数等について教えていただければと存じます。

(吉田幹事) まず、構外ビデオリンク方式による証人尋問が行われた際における証人が出頭した裁判所を公判調書の必要的記載事項とすべきか否かにつきましては、結論といたしましては、必要的記載事項とする必要はないと考えております。改めましてその理由につきましてご説明をさせていただきます。

公判調書の記載事項につきましては、刑訴法48条2項が「公判期日における審判に関する重要な事項」と規定しております。この点、最高裁判例によりますと、「公判期日における審判に関する重要な事項」とは、ことがら自体から見て訴訟法上重要な意義をもつ事項をいうのではなく、特に公判調書に記載しておくことを必要とする事項と解されております。また、最高裁判例は、刑訴規則44条は、通常当然に行われる事項の公判調書への記載を省略することによって事務の能率化・簡易化を図っているとも説示しているところでございます。

そういたしますと、公判調書の必要的記載事項とすべきか否かにつきましては、単に訴訟手続が法定の手続に従い適法に行われたことを公証するためには有益か否かという視点ではなく、この視点を前提としつつ、そのうち特に公判調書に記載しておく必要があるといえるか否かという視点から検討する必要があると考えられるところでございます。

そこで、このような観点から、構外ビデオリンク方式による証人尋問が行われた際における証人が出頭した裁判所を公判調書の必要的記載事項とする必要があるか否かを検討いたしますと、まず、証人尋問が構外ビデオリンク方式によって行われたこと自体は、要綱案で申しますと第1の1(2)及び2(2)により調書の必要的記載事項とされておりますので、これにより構外ビデオリンク方式により証人尋問が行われたことが公証されます。

他方、構外ビデオリンク方式による証人尋問を行うことができる場所につきましては、要綱案の第1の4におきまして、構外ビデオリンク方式による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所とされておりますが、現に構外ビデオリンク方式による尋問がなされれば、尋問に必要な装置が設置されていることは明らかでございますし、証人尋問に必要な装置が設置されていればどの裁判所でも問題ないわけでございます。そういったしますと、調書に証人尋問が構外ビデオリンク方式によって行われたことに加えまして、証人が出頭した裁判所を特に記載しなければならない必要はないというふうに考えられるところでございます。

また、ご質問いただきました民訴規則123条4項との関係でございますけれども、民訴法及び民訴規則と刑訴法及び刑訴規則とでは前提に違いがございますして、民訴規則123条4項と平仄を合わせる必要はないと考えているところでございます。

2点ご説明申し上げますが、まず1点目といたしまして、構外ビデオリンク方式による証人尋問が認められる要件が刑事と民事では異なる点につきましてご説明を申し上げます。

刑訴法157条の6第2項は、民訴法204条とは異なり、同一構内への出頭に伴う移動や、出頭後の移動に際し、加害行為等のおそれがある場合を掲げております。これらの場合に、公判調書に証人が出頭した裁判所を記載いたしますと、被告人には公判調書の閲覧請求権がある関係上、証人の出頭場所が知られ、証人の居住場所が推知される可能性があるほか、証人尋問が続行された場合には、次回期日において証人に加害行為等がなされるおそれが生じることになりかねないことから、改正刑訴法の立法趣旨に照らしまして、調書の記載事項とすることには問題があると考えられるところでございます。そういったしますと、平仄の観点から民訴規則123条4項と全く同様の規定を刑訴規則に設けることは困難であると考えて

いるところでございます。

第2に、調書の記載事項につきまして、民事と刑事では考え方が異なる点につきましてご説明を申し上げます。

公判調書の必要的記載事項を定める刑訴規則44条は、昭和26年に改正がされておりますけれども、昭和26年に改正される前におきましては、「公判調書には、次に掲げる事項その他一切の訴訟手続を記載しなければならない。」とされておりましたが、昭和26年に改正がされまして、「その他一切の訴訟手続」の部分が削除されまして、現在の形となっております。昭和26年の改正のねらいは、「第一審の裁判所を無用な労苦から解放し、それによって得られる余力を実質的な方面にそそがせ、真に適正迅速な裁判をさせようとする」ことございまして、具体的には、①公判期日において行われた手続のうち重要な事項だけを記載すること、②たとえ重要な事項でも一般的に当然行われる事項は記載不要とし、例外的事項のみを記載すること、③証拠関係を中心とする実質的なこと、特に証人等の供述に力を入れて、これを正確に記載する、という考えでございました。この改正の結果、刑事の公判調書につきましては、民事の口頭弁論調書とは異なり、例えば、証人が宣誓したことや弁論を公開したことは記載事項ではございません。したがって、民事との平仄にこだわる必要はないものというふうに考えております。

証人が出頭した裁判所を記載事項とすべきか否かの局面に絞りましてさらに検討いたしますと、民訴規則66条1項5号は、「弁論の日時及び場所」を口頭弁論調書の形式的記載事項としておりまして、他の裁判所に出頭してのテレビ会議の方式により証人尋問が行われた場合に、証人が出頭した裁判所を調書に記載することは、証人を出頭させた裁判所は「弁論の場所」の一部に相当すると考えられますので、従前の民事に関する調書の記載事項に照らして、整合的といえるかと思えます。

他方、刑事につきましては、刑訴規則44条1項2号が「公判をした裁判所及び年月日」を必要的記載事項としており、一般的な文献によりますと、公判をした裁判所を記載する趣旨は、審理の主体、すなわち、具体的な事件を審理する訴訟法上の意味における裁判所を明らかにする趣旨であり、法廷の存在する場所の表示を要求する趣旨ではないとされております。このように、公判をした裁判所の場所は調書の記載事項になっておりませんので、証人が出頭した裁判所を記載事項に加えることは、これまでの公判調書の記載事項の考え方に沿うものとは言い難いように思われます。仮に証人が出頭した裁判所を記載事項に加えるというのであれば、特に公判調書に記載しなければならない事情が必要と考えられますが、そのような必要性は見当たらないというふうに考えているところでございます。

なお、民事事件において問題が生じた事例があるかについてのご質問につきましては、こちらで把握しているということは特にはございません。

(河津委員) ご説明の趣旨は理解いたしました。ありがとうございます。

(井上委員長) ほかの点でも結構ですが、この要綱案自体について何か。小坂井委員、どうぞ。

(小坂井委員) 小坂井ですけれども、今のお答えに関し、非常に素朴な質問をします。誤解があったら恐縮なんですけれども、有益ではあっても特に必要でなければ、というこういう区分けをされているわけですね。通常有益な記載は必要な記載ではないかと思うわけですが、そうすると、特に必要かどうかにか力点があると、こういう理解をせざるを得なくなるんです。それはそういう理解でよろしいでしょうか。

(吉田幹事) そのような前提というふうに思っております。

(小坂井委員) 私が理解できていないところがあるのですが、そこで特にか特にでないかは、どこで決めるという何か明確なメルクマールはあるの

でしょうか。

(吉田幹事) 繰り返しになり恐縮ではございますけれども、公判期日において行われた手続のうち重要な事項は記載するというところでございますが、たとえ重要な事項でも、一般的に当然行われる事項は記載不要というところが考え方として示されているところでございます。

(井上委員長) ほかに要綱案についてご質問、あるいはご意見にわたることでも結構ですが、ご発言はございませんでしょうか。今の河津、小坂井両委員からご質問のあった、構外ビデオリンク方式による証人尋問等の実施された場合における公判調書の必要的記載事項につきましては、冒頭の資料の説明の中で言及がありましたように、小野委員より机上配布資料のとおり提案がなされております。それについては、この要綱案についての質疑等の後、別途ご意見を伺おうと考えておりますが、それ以外の点でさらにご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特に追加のご発言はないようですので、要綱案自体についての質疑はこれで終えることといたします。

次に、今言及しました、小野委員からの規則化提案事項につきまして、ご審議いただきます。まず小野委員のほうから提案理由についてご説明をお願いしたいと思います。

(小野委員) 小野でございます。机上配布資料のうち「○ 証人等の尋問調書」から始まるものが、私のほうから提案をしております内容でございます。今質問のあった構外ビデオリンク方式を取った場合に、この157条の6の1項、2項の2号、3号は除くということで、2項の1号と4号の場合のときにその場所を記載すると、こういう提案、公判調書の記載要件についても同様の提案をしているものです。

簡単にその理由について述べることにしますが、今ご説明もありましたが、公判調書にはその公判期日において行われた手続のうち重要な事項だ

けを記載するとされています。また重要な事項であっても一般的に当然行われる事項の記載は不要だとされています。ただ例外的な事項、例えば公開を禁じたとか、証人に宣誓をさせなかったというようなことは記載することとされており、裁判所法の69条2項の規定により、裁判所又は支部でない他の場所で法廷を開いたときはその場所を公判調書に記載する必要があるというふうにもされていることも参考とされるべき内容だと思っておりますが、この同一構内以外、つまり構外に証人を在席させて証人尋問ができる場合の記載というのは、公判期日に行われる事項のうちの例外的な事項であり、また供述の場所を記載することは重要なこと、当然のことだと考えております。そこで、この要件に合致しているか否か、これを事後的にも検証するために、その場所を公判調書に記載しておく必要があると考えております。

この157条の6第2項1号というのは、「証人が同一構内に出頭するときには精神の平穩を著しく害されるおそれがあるときについて」と規定をされておりますけれども、この同一構内に極めて近接したほかの場所で証人尋問したということがあった場合に、果たしてこの1号の要件を満たしているのか、いないのか、疑問が生ずることがあり得るわけでありまして、その場合に、その場所の記載がなければその点についての検証をすることができないだろうと思うわけです。

また、この4号は証人が遠隔地に居住して、同一構内に出頭することが著しく困難である場合とされているわけですが、その場所の記載がなければ、この4号の要件を満たしていたのか、いないのかということについて検証ができないだろうと思うわけです。

したがって、この1号と4号の要件を満たしているか否かの検証のためにも証人尋問の場所を記載しておく必要があると思われまます。

またその1号、4号の場合では、その場所を公判調書に記載しても、先

ほどの説明の中に、証人尋問が2開廷にわたった場合など、公判調書の記載で不都合が生じるというようなお話もありましたけれども、この1号、4号は、2号、3号とは異なっており、加害行為につながるなどのおそれがない場合でありますので、特段の弊害は生じないだろうと考えます。

民訴規則との相違についても、この1号と4号については特段の相違があるとは思われません。ビデオリンク方式により尋問したときには、民訴では出頭した場所、裁判所を調書に記載するとされておりまして、この1号と4号の場合について、民訴と異なる取扱いをすることは不適當であると考えますので、この提案書どおりの提案をすると、こういうことでございます。以上です。

(井上委員長) ただ今の小野委員からのご説明に対して、ご質問あるいはご意見等がございましたら、ご発言願います。

(吉田幹事) それでは小野委員からいただきましたご提案につきまして、当方で検討したところにつきましてご紹介したいと思います。繰り返しになって恐縮でございますが、公判調書の必要的記載事項とすべきか否かというのは、特に公判調書に記載しておく必要があると言えるか否かという観点から検討する必要があると考えてございまして、民訴規則との平仄ですとか、あるいは記載事項としての弊害がないかといった理由では不十分でございまして、これとは別に、特に公判調書に記載しなければならない必要性が具体的に示される必要があるのではないかというふうに考えられております。

また、小野委員のご意見によりますと、法157条の6第1項の場合や第2項2号又は3号の場合には、公判調書の必要的記載事項とされていないわけでもございまして、それにもかかわらず、なぜ1号又は4号の場合のみ、特に公判調書に記載する必要があるということになるのか疑問があるというところがございます。

(酒巻委員) 小野委員のご提案理由のご説明の中に、弊害はないこの1号と4号について、検証という言葉をお使いになりましたけれども、その意味がよくわからなかったのです、お尋ねします。何を検証されるのかというのが私にはよく理解できなかつたのでございます。この2つについては検証の必要が高い、したがって公判調書の記載事項である重要事項であると、そういう筋道ではないかと推測したのですけれども、そのところが今ひとつわかりませんので、ご説明いただければと思うのですが。

(小野委員) 小野ですが、そもそもは供述した場所については当然のことながら記載されているべきであろうと考えているわけですが、2号、3号の場合については、弊害があり得るということを考え、1号と4号については必要だろうということです。検証の必要というのは、1号の要件に当たっていたのか、いないのか、4号の要件に当たっていたのか、いないのかということでございます。公判調書に記載されていないければ、その手続が適法であったか、なかったのかということがわからないわけですから、そういう意味での調書の記載によって、その適正な手続が行われていたか、いないかということを検証すると、こういう意味でございます。

(井上委員長) 酒巻委員、それでよろしいですか。

(酒巻委員) この要件の判断が的確に行われたかどうかについて、調書に場所の記載がないと検証ができなくなるのでしょうか。その意味が、まだ今ひとつよくわからないのです。そしてほかの号については、弊害があることは、これは皆さん共通に認識しておられるはずですし、そちらとの辻褄が合っていないようにも思われます。もし、私の理解が間違っているのであれば質問は撤回いたします。

(井上委員長) 小野委員、1号のほうは、構内であったかどうかを検証するのに必要で、4号のほうは遠隔地であったかどうかを検証するのに必要だと、そういうご説明であったように伺ったのですが、そうではないの

ですか。

(小野委員) そうですね、要するに、その必要性があったかどうかということを経後的に検証する必要があるだろうと思うんですね。ですので、例えば4号であれば、遠隔地であったかどうかということは、場所の記載がなければ、遠隔地だったね、そうじゃなかったねということがわからない。こういうことになると思うんですよ。

(井上委員長) 1号については、先ほどは確か、証人が証言したところが構内であったかどうかを確認する必要があるというご説明でしたよね。だから4号と趣旨が違うのかなと思ったのですけれど。

(小野委員) 1号については、例えば東京地裁でやっている裁判について、例えば東京家裁の場所を使ってやったというように非常に近接してるというようなことが仮にあった場合、その場合には、じゃあこの1号の要件に果たしてそもそも当たっていたのか、いないのか、そういうケースであったのかどうか、つまりほぼ同一構内のようなところに、近いところに出頭すると、精神の平穏を著しく害されるおそれがあるというふうな要件に当たっていたのか、いなかったのかということを検証すると、こういう趣旨、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういう趣旨です。

(井上委員長) 小野委員としては、それを必要的記載事項とすることによって、そこのところがかめられるだろうと、そうお考えだということですね。宮村幹事、どうぞ。

(宮村幹事) 幹事の弁護士宮村と申します。小野委員の提案どおり、証人が出頭した裁判所を必要的記載事項とすることに賛成をいたします。今法律上の要件があるかどうかの確認のために有益だと、こういう議論がありました。その他にも、単に構外の別の裁判所で行われたという事実だけではなくて、具体的にどこで行われたのかということがその証人尋問に先立って証人に不当な影響を与えるような外在的な事実があったのか、

なかったのかということを確認する観点から重要な場合もあると考えます。

そのような場合が多いか少ないかということはさておきまして、新しい例外的な尋問実施方法を定めるに当たりましては、やはりこのような例外的な方法で具体的にどこで行われたのかということまで記載しておくことが必要だというふうに考えます。特に事務効率を損なうほどの記載事項ではありませんし、通常行われる手段ということもできませんので、特に記載しておく必要があるという要件を否定する事情はないと考えます。

それから先ほど特定の類型のときにだけ必要性を認めるのは整合性が取れないのではないかというご説明がありましたけれども、一般的に必要性が認められる、特に必要であると認められるときに、弊害がないということが明らかな類型については少なくとも必要的記載事項にするということでは整合性に欠けるものではないと考えます。以上です。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょうか。岡田幹事、どうぞ。

(岡田幹事) 最高検察庁の岡田でございます。まず必要性がないという点につきましては、事務局のご説明のとおりかなというふうに思っておりますけれども、弊害の点に関して少し述べさせていただきたいと思えます。小野委員のご提案の内容としては、2号、3号を除くという形にしているので、弊害がないというご説明だったと思うのですが、それだけで弊害がないというふうにいえるかと言いますと、必ずしもそうではないのかなというふうに思っております。例えば1号に該当するストーカー事案のような場合で、被告人が勾留されていれば2号、3号のような出頭に伴う移動に際しての加害のおそれですとか、出頭後の尾行による居所の特定のおそれということまでではないとしましても、被告人と被害者との間に元々関係性があるというような場合には、被害者が出頭した場所を後ほど公判調書の記載から把握することによって、被害者の現在の住居を推知することができるというような場合も考えられるのではないかというふうに

思われます。そうした場合に、やはり加害のおそれがあるということが考えられると思っております。

それから、加害のおそれとは別の話ですけれども、構外ビデオリンク方式によることを決定する場合に、この法律の条文上、1号から4号までが並列的に記載されておりますので、これらのどれかに当たるということで決定をすることができるのだと思われましても、中には2つ以上の要件を満たすような事案もあると思われまします。例えば4号に該当することが明らかであるというような場合に、2号や3号に該当するかどうかということ判断するまでもなく、構外ビデオリンク方式による旨の決定をすることもできるはずだと思いますけれども、もしご提案のように、2号、3号の場合には公判調書の記載事項としないということになりますと、構外ビデオリンク方式によるかどうかの決定の際に、必ず2号、3号に当たるといふことも判断しなくてはならないということになるかと思えます。

検察側としては、構外ビデオリンク方式によることを求める場合、必ず、2号、3号にも当たるかどうかということを中心主張したり、疎明資料を提出したりしなければならないということになりますけれども、そもそも法律がそういう決定の仕方を予定しているとも思われませんし、そこまでしなければならないような理由があるとも思われないので、ご提案のような改正については、疑問があるというふうに思っております。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょうか。では、保坂刑事法制管理官。

(保坂刑事法制管理官) 法務省刑事局の保坂でございます。先ほど岡田幹事のおっしゃったことと同じ趣旨ですけれども、法律の1号から4号までのいずれにも当たる、複数のものに当たるといふことは、まず実態としてあるわけですし、法律の要件の作り方も排他的であったり、あるいは補充的であるような規定にはしていないので、要するに、構外ビデオリンク

の実施という点からすれば、いずれかの号に当たることさえ判断すれば足りるはずでございますが、仮に、ご提案のように、規則におきまして、2号、3号以外の場合についてという区分をいたしますと、法律上の構外ビデオリンクの実施としては、例えば4号に当たるということだけ判断すれば足りるものを、規則で生じる公判調書への記載という効果を先回りして、それを見越して、2号、3号にも当たるのではないかという、法律上本来必要な判断を超える判断をすることになると考えられます。そのような必要性があれば別かもしれませんが、少なくともそのような必要性はないんだろうということでございます。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょうか。大澤委員。

(大澤委員) 委員の大澤でございます。既にご指摘のあったところなのかと思えますけれども、この157条の6の第2項の1号あるいは4号の要件に当たるかどうかを検証するために、どこの裁判所に証人が出頭したのかということが必要になるのかどうかというところは、私も疑問を感じるところでございます。おそらく1号の場合であれば、どのような犯罪でどのような証人で、被告人との関係がどのようなものであるかということと、現に公判廷が開かれている裁判所がどこかということがわかれば、要件に当たるかどうかの判断はできるのでしょうかし、4号については、遠隔地というのはまさに現に公判廷が開かれている裁判所との関係で遠隔地かどうかということであり、それはそれ自体として判断できましようから、出頭がしづらいことを緩和するためにどこの裁判所に出頭させたのかということは、おそらく4号に当たるかどうかの判断とは直接には関係がないというところではないかと思われます。

おそらくご提案の趣旨としては、2号、3号の場合も含めて本来は記載が必要だけれども、2号、3号の場合は弊害があるから諦めるのだというご趣旨なのかもしれませんが、しかし、2号、3号について、要件

該当性の検証のための必要を考慮してもなお、その記載が絶対不可欠とまでいえないものなのだとすると、そこは1号から4号まで基本的には同じように扱えるということなのではないかという気もいたします。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょうか。菅野幹事、どうぞ。

(菅野幹事) 菅野です。幹事のほうから発言させていただきます。やはり裁判を実際に担当している弁護士としての立場からだと、裁判というのは裁判所の同じ構内、同じ法廷で元々はやっていたと思うんです。吉田幹事から規則制定の沿革についてのお話がありましたけれども、元々その規則が最初に制定された頃には、もちろんこの新しい構外ビデオリンクという制度もなく、当然に証人がその裁判所に来て、その法廷で審理がされていたと思うんですね。なので、そういったものがやはり裁判の当然の原則でして、だからこそ、元々の規則には公判をした裁判所を記載するだけで十分だったのではないかと考えています。

そうすると、やはりどこか全然違った場所で裁判の一部をやるということになったときに、全然場所がどこかわかりませんというようなあり方が、裁判は適正に行われていますということの1つの記録である公判調書の記載事項として、やはり正しいあり方ではないように思いますので、弊害に関する議論は今まで拝聴させていただきましたけれども、やはり裁判というものの原則的なあり方に関する例外的な事象ではないのかなと。そうだとすれば、やはり場所も含めて書くべきではないのかなというふうに感じたところです。以上です。

(井上委員長) ほかに付け加えることはございせんか。特に付け加えてご発言がないようですので、小野委員からの規則化提案についての議論はこのくらいにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もう1つ、小坂井委員のほうから別の規則化提案が提出されておりますので、これについてご審議いただきたいと思います。まず小坂井委員のほ

うから提案理由のご説明をお願いします。

(小坂井委員) 小坂井です。お手元にペーパーが配られておると思いますが、今般の法301条の2、つまり取調録音録画制度の施行に伴って、あるいはこれに向けて、規則198条の4は改定されるべきであると考えられますので、その旨の提案をいたします。本来は当然今般の規則改正の場で、こちらから提案するまでもなく、事務局の側からご提示いただけるものと考えていたところがあるわけですが、そういう状況にはどうもなっていないと、小委員会の議論でも必ずしも多くの賛同を得ることができなかったといった経緯から、今回こちらから提案させていただくこととなりました。

まず198条の4の趣旨ということになりますが、ご承知のとおり、この条項は2004年法の改正に伴って創設されたものです。ひと言で申しますと、裁判員裁判が始まろうとする時に、任意性立証の水掛け論は避けなければならないと、こういったことで作られた条文と言ってよいと思います。検察官が的確に取調べ状況を立証しようとするときは、水掛け論にならないように、供述証拠そのもののような主観的な資料ではなくて、より客観性のある資料、いわば可視性の高い資料を用いることにしようと、検察官は、そういった証拠調べ請求を行っていくべきであると、そういう考えに基づいて、検察官に当時において新たなプラクティスを求めた規定だと、こう言われたわけであります。この規定の趣旨自体は今申し上げたところで異論はないのではないかと考えています。

この時に取調べ状況記録書面が例示されましたのは、まさにこの198条の4が検討され創設された2005年当時におきましては、これが身体拘束下の被疑者取調べにおいて一般的に存在すると考えられたからとされているわけですね。当時においては主観的資料ではない資料として例示するとすれば、これくらいになると言う失礼かもしれませんが、言葉が適

切かどうかわかりませんが、これくらいしかなかったともいえるか
と思います。

取調べ状況記録書面についていいますと、これはこれで警察ではその後、
身体拘束以外にまで広げられましたし、量的により一般化して存在してい
ることは、それはそのとおりであろうかと思いますが。もっとも、取調べ
すべてにこれが存在しているという関係にあるわけではありませんので、
その意味では、あくまでも確かに例示と言えれば例示にすぎないというこ
とになるのだろうと思います。

他方で、現段階での例えば任意性立証の場面であって、この取調べ状況
記録書面が198条の4の資料として検察官においてダイレクトに用いら
れているかどうかという現状にあるかと言いますと、そのようにはいえな
いと思われま。これを基礎資料と言いますかね、前提資料としまして、
取調べ経過一覧表などの合意書面であるとか、そういった証拠が出される
こともあるとは思いますが、検察官がこの書面で積極的な立証を試
みているというようには必ずしも見受けられず、一般的な立証方法になっ
ているとはいえないのではないかと思います。

現在は何と申しましても現場の検察官にあつては、端的に取調べ録音録画
記録媒体を198条の4の資料として、最も用いているという実情にあり
ます。これは否定され得ないのではないかと考えています。ですから例え
ば任意性が争点になったとき、あるいは特信性が争点になったとき、取
調べ状況記録書面を証拠調べ請求するよりも何よりも、まずは録音録画記
録媒体が存在する以上は、疑いもなく、それが請求されていると、こうい
う実情だろうと考えられます。

この198条の4が創設されて以降、ご承知のとおり、録音録画の試行
が順次始まっていき、また相当の紆余曲折は経ておりますけれども、現
在においてはこれが非常に広範化していることも間違いのないところでありま

す。これはもちろん現在では法301条の2ができたことが決定的要因になっておりまして、この法制化を受けて、当然198条の4の例示としては、録音録画記録媒体が書き加えられるべき状況にあると思われま

す。この間の状況を少し振り返っておきたいんですが、法301条の2の創設に伴いまして、あるいはそれに至る特別部会の過程で、検察庁はまず2014年6月16日付の依命通知を発出されました。現在これは本年の3月22日付依命通知になっているわけですが、まさに301条の2とリンクする形で運用がされてきている現状にあるわけです。この間の経緯を見ますと、例えば特別部会では、第25回の会議ですけれども、今崎幸彦委員から録音録画記録媒体が任意性立証についての最適な証拠である旨のご見解の表明があったところですし、特別部会の調査審議の結果案の附帯事項、さらにご承知のとおり、国会の各附帯決議、あるいは敢えて申しますと、この可視化法制化に関して捜査機関の側が書かれている、検察官などが書かれている論文等を拝読いたしましても、対象内であれ、対象外であれ、録音録画の実施に積極的に取り組んでいくということを表明しておられるものばかりであります。そうでない論調のものに接したことはないと言っていいかと思えます。

法301条の2の制定を経まして、検察では法の対象事件ではまず100%実施されており、事件数での全過程率も93～94%という域に現段階では達しています。対象外のものにつきましても、試行対象とされており、本年6月の公表では、身体拘束事件のおよそ半分以上というレベルにおいて、全過程に達してきているのではないかとみられます。こういった実施のレベルを見ますと、検察のほうは既に年間およそ8万件レベルで録音録画されているというふうに考えられるわけですが、今はもっと増えてると思いますが、そういう状況からしますと、既に身体拘束事件の7～8割というレベルでは録音録画記録媒体が存在している現状にあると

いえます。

警察のほうは、今はまだ法の対象事件である裁判員裁判対象事件に集中しておられますけれども、本年5月の公表によりますと、本年3月までの直近半期分で対象事件についての録音録画実施自体は94%弱で、全過程率も77%に達している。そういう状況があります。法施行に間に合うように、100%になるように努力されている過程だというふうに思われます。

その上で昨年9月15日付の試行指針を見ますと、いわゆる従来からの対象外の事件も試行の対象とする取組みを始めておられる状況にあります。こういった状況であるからこそ、現在、いざ取調べ状況についての争いになれば、もちろんこういった争い自体が減っているという状況も一方ではあると思いますけれども、いざ争いになれば、この記録媒体を取調べ請求すると、それが現場の検察官のプラクティスになっている。現場の検察官にとってはそれがもはや当然のことになっていると考えられるわけです。これは質的に見てももちろんのこと、争いが生じるような事件にあっては、量的な観点から見ましても、録音録画記録媒体の証拠調べ請求が最も一般的な立証方法になっているということは争えない、そういうことが疑いのない状況になっているのではないかと思います。

したがって、今般の法301条の2の施行とともに、このペーパーでお示ししておりますとおり、規則198条の4を改定することは当然のことではないかと考えております。現在これほど多くの録音録画記録媒体が存在しているようになっているわけですから、それが存在する以上、繰り返し申し上げますとおり、198条の4で使われる資料ですと、これがそうなんですよということをまさに例示するだけのこと、それを提案させていただいているわけです。それが迅速かつ的確な資料の例示なんだということでもありますから、それに反対する理由がちょっとよくわから

ない。元々録音録画記録媒体は198条の4のその他の資料にあたるわけで、それに疑いはないわけですが、これを法的な義務付けができた段階、それを契機として例示することがおかしいとは全く思えない、ごく自然なことだというふうに考えます。

小委員会での議論に若干言及しておきたいんですが、この規則制定をすると、例えば特別部会での議論をさらに超えた方向を導くのであるとか、あるいは3年後の見直しの先取りになるかのような考えも小委員会でお聞きしました。けれども、元々の198条の4の趣旨に基づき、今般の法改正のもとで、これをさらに現状に合わせてふさわしい例示を加えるだけのことですから、そのようなご懸念は当たらないのではないかと、198条の4自体、規則として法とは抵触しない形で提示されているわけですから、そのようなご懸念は当たらないのではないかと思います。

仮にこういった例示を加えることが一定の拡大方向を示すというようなことでありますれば、先ほども申しましたが、それ自体特別部会等、その経過で確認されているということでもありますので、それを懸念というのは、そういった意味でも当たらないのではないかと思います。2005年からの経緯を簡単に振り返らせていただきましたけれども、これを見ますと、ここでこの条文に取調べ状況を記録した書面のみを例示として残して記録媒体を入れないというのは極めて不自然、不可解というふうに思われますので、このような提案をさせていただいた次第です。以上です。

(井上委員長) これまでの経緯についても詳細に振り返っていただきまして、ありがとうございます。今のご説明を踏まえまして、このご提案についてご質問、あるいはご意見等がございましたらご発言願います。

(吉田幹事) それでは事務局として検討したところをご紹介したいと思います。まず小坂井委員のほうから今詳細にご説明いただきましたけれども、ご意見の前提といたしましては、実際に取調べの状況が立証された際

の利用状況などに合わせて規則の例示を定めるべきというお考えが、要するに、立証の際にどういった証拠が使われているのかという現状も踏まえながら、規則の例示を定めるべきではないかというような意見の趣旨のようにも推察がされるところでございます。しかし、元々規則198条の4に取調べの状況を記録した書面が例示に挙げられております理由は、最も一般的に存在すると考えられるからにすぎないわけではございまして、最も一般的に利用されるからということではなかったわけではございます。そもそも規則198条の4の前提は、供述証拠以外の資料として実際にどのような立証方法を取るのかということにつきましても、検察官がその職責において工夫すべきことであるというところでございます。

本条の趣旨につきましても、取調べ捜査官の公判供述による立証を中心とするのではなく、検察官において、新たなプラクティスを追求し、迅速かつ的確な立証に努めてもらうことに尽きるものでありまして、特定の立証方法を義務付けるものではございません。本条は、具体的にどのようなプラクティスが一般的に行われているのかということを確認する規定でも、あるいは、特定のプラクティスを推奨するというような規定でももちろんございません。

そういたしますと、実際にどういったものが立証の場面で使われているのかといったような状況に合わせて例示を定めるということは、本条の趣旨や例示が設けられている趣旨にそぐわないのではないかと考えているところでございます。

なお、取調べの状況が立証される局面においてどのような証拠が用いられているのかということにつきましても、統計を持ち合わせているものではございませんけれども、現状といたしまして、警察に関しましては、裁判員裁判の対象事件以外のケースについて録音録画が行われる例は少ないということではございますので、警察官による取調べの状況を立証する必

要がある局面において、取調録音録画記録媒体が用いられることが最も一般的と評価することは適切ではないのではないかと考えているところでございます。

その上で、先ほど小坂井委員のほうから、提案がなくても事務局のほうから提案があると思っていたというご発言がございましたが、実際はこちらから提案させていただいていない理由について、さらにご説明をさせていただきたいところでございますが、結論といたしまして、改正の必要はないと考えておりまして、むしろご提案のような形で改正することについては問題がございまして、不適當ではないかと考えているところでございます。3点ご説明させていただきたいと思っております。

まず第1点に改正の必要性がないと考えられる点につきましてご説明いたします。現行の規則198条の4におきましても、取調録音録画記録媒体は例示として掲げられておりませんが、既にご指摘ございましたが、「その他の取調べ状況に関する資料」に該当すると考えられますので、取調録音録画記録媒体を敢えて例示する必要性はないというふうに考えられるところでございます。

第2点といたしまして、ご提案のような形で規則を改正することにつきましては、改正刑訴法301条の2の立法経緯等に照らして、不適當と考えられる点につきましてご説明したいと思っております。

法制審議会特別部会におきましても、「検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べの状況を立証しようとするときは、できる限り、当該取調べの状況を記録した記録媒体その他の客観的な資料により立証しなければならない」との提案がなされました。もっとも、取調録音録画記録媒体を掲げることにつきましては、①全ての事件において取調録音録画記録媒体が存在するとは言えないはずであるのに、これを例示すると、任意性・信用性立証のことを考えると、捜査機関としては、義務化さ

れていない事件でも事実上録音・録画せざるを得なくなり、現段階で全事件について義務化するわけではないということと矛盾してくるのではないかと、②規則198条の4においても「その他の取調べ状況に関する資料」に録音録画記録媒体が含まれていることから、現行規則のままで不都合はないのではないかなどとの問題提起等がなされ、結論としては採用されなかったという経緯がございます。このような問題提起につきましては、規則198条の4において取調べ録音録画記録媒体を例示する場合につきましても基本的には妥当するものと考えられるところでございます。法制審議会においてご検討の上で採用に至らなかった案と類似する規則を設けるということは、従前の経緯等に照らして不相当であると考えられるところでございます。

最後に第3点でございますが、取調べ録音録画記録媒体を例示として加えますことは、規則198条の4の趣旨や制定の経緯等に照らしても不相当と考えられる点についてご説明をいたします。

規則198条の4が新設された際の規則制定諮問委員会におきましても、「取調べの状況を録音した記録媒体」との例示を加えるとの意見が述べられました。この点につきましては、当時の事務局幹事から、1点目といたしまして、「取調べの状況を記録した書面」を特に抜き出して例示している理由は、身体の拘束を受けている被疑者又は被告人の取調べについて、捜査機関の準則により作成が義務付けられた関係で、取調べの状況に関する資料として最も一般的に存在すると考えられたからにすぎないという点、2点目といたしまして、本条の趣旨は、検察官において新たなプラクティスを追求し、迅速かつ的確な立証に努めてもらうということに尽き、特定の立証方法を義務付けるようなものではないという点、3点目といたしまして、一般的には作成されているとはいえない「取調べの状況を録音した記録媒体」を例示に加えるということは、誤解を避ける意味からも相当では

ない点などの意見が述べられて、結論として採用されなかったという経緯がございます。

この点、規則198条の4が設立されました当時に比べますと、現在は、改正刑訴法301条の2によりまして、取調録音録画記録媒体の取調べ請求が義務付けられることになった点が異なるということになります。もともと、法律により義務付けられる対象事件は裁判員裁判対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件でございます。取調録音録画記録媒体が一般的に存在するとはいい難いことについては異ならないというふうに考えられるところでございます。

このような規則の趣旨や制定経緯等に照らしますと、最も一般的に存在すると考えられることから例示した「取調べの状況を記録した書面」とともに、最も一般的に存在するとはいい難い「取調録音録画記録媒体」を例示することは、例示の趣旨や規則の趣旨について誤解を避ける意味からも相当ではないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょう。では秋田幹事。

(秋田幹事) 弁護士の秋田でございます。今吉田幹事のほうからお話があったんですけども、ちょっと小坂井委員の趣旨ともしかしたらずれるかもしれませんが、発言させていただきます。吉田幹事からは、まず取調録音録画記録媒体が使われているかどうかという観点について問題なんじゃないかというお話があったかと思えます。その中で何度か繰り返し出てきていたお話が、最も一般的に存在するものが何かということかと思えます。

私の今実務的な感触で申し上げて申し訳ないんですけども、この点については、小坂井委員が話されたとおり、私の経験として、非常に最近では検察官がもう可視化というか、録音録画に慣れてきたというふうに感じております。特に若い検察官の方は全然そのあたりに抵抗がないということ

で、先ほどからお話の出ている最も一般的に存在するという意味では、少なくとも検察官の取調べに関してはかなり存在するのではないかと考えております。

そもそも198条の4は、被告人又は被告人以外の者の供述に関する取調べ状況を記録した書面ということであり、被告人以外の者の供述に関しては、そもそも法316条の15第1項8号書面の中でも、対象になっていないという意味では、必ずしも取調べ状況記録書面が一般的に、最も一般的にあるということまではいえないのではないかと考えます。

それで、あと使われているかどうかについては、私のこれまでの最近の経験で言いますと、特捜的な事件を扱ったり、検察官の独自捜査事件に関与したりすることが何件かあったということも影響しているのかもしれませんが、非常に一般的になされているということもあります。さらに被告人以外の者の供述、参考人の供述につきましても、非常にわれわれにとっては喜ばしいことだとは思っておりますけれども、被告人以外の者、要するに参考人の供述もかなり録音録画がされているという状況になっております。その意味では、最も一般的かどうかというのはかなり評価にわたってくることではあると思っておりますけど、その最もということにそこまでこだわる必要があるのかなというのが疑問でありまして、やはりこれだけ一般的になってきたものを例示するというところに大きな問題はないのではないかと考えております。以上であります。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょうか。保坂刑事法制管理官。

(保坂刑事法制管理官) 法務省刑事局の保坂でございます。先ほど吉田幹事から、法制審議会の特別部会での議論のご紹介がありましたが、その当時、やはり同様の提案があって、その時に実質的な義務付けではないのかという指摘があり、今回の法整備として合わせてやるのは不相当だという意見があって、結局採用されなかったということだったと認識をしてお

ります。

そこで、法律上の制度としては、対象事件を裁判員裁判事件と検察官独自捜査事件とし、例外を過不足なく設けた上で、証拠調べ請求義務をかけるということと、それと3年後に見直しをするということで法律案といたしまして、国会もそれで成立をしたという経緯でございます。

先ほど取調べ状況記録書面が最も一般的に存在するものかどうかという点についての趣旨の説明がございましたけども、その取調べ状況記録書面が存在するのは、少なくとも全ての身柄事件については大臣訓令であるとか、犯罪捜査規範によってそれを作成するように義務付けがされているから実際にも存在をするということでございます。その上で、現時点におきましても、録音録画が義務付けられるのは、それは裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件であり、取調べ状況記録書面の作成が義務付けられるのは、全ての身柄事件ということでございますので、その状況というのは法制審議会の特別部会をやっていた時と全然変わらないわけでございます。小坂井委員がおっしゃったように、実態として、録音録画の実施が増えているのではないかとということではございますけれども、法規上と言いますか、法令上の扱いとしては何ら変わらないわけでございます。

今回の規則改正のご提案の内容が、実質的に義務付けだいたしますと、法律の施行に伴う規則ということである以上、法律で義務付け、これを3年後に見直すという法律の建てつけとその規則との関係として、やはり法律の施行に伴うというところを逸脱している、あるいは超えているということになるかと思われますので、ご提案については相当ではないというふうに考えております。

(山上委員) 東京地検の山上でございます。実務を担当している立場から意見を申し上げさせていただきたいと思っております。結論としまして、ご提案には反対の立場から意見を述べさせていただきます。まずこれまでのお

話にもありましたように、検察といたしましては取調べ状況に関する立証のために録音録画記録媒体、これが重要であるということは十分に認識しておりますし、改正法による義務化対象事件のみならず、その他の対象外の事件につきましても積極的に録音録画を行うように努めているところではあります。

しかしながら、これまでの議論にもありましたけれども、改正法による義務化対象外の事件について、警察の取調べを含めてみますと、やはりその取調べ、録音録画がなされているのが一般的だとはいえず、その記録媒体がないというものも相当数あるわけでございます。この本条の趣旨については、繰り返し申し上げますが、そういった意味では記録媒体が一般的に存在するものというものにはなかなかまだ当たっていないというのが現状であるということを、まず実情として申し上げます。

このような中で、取調べ状況の立証にあたってどのような資料を用いるべきかということにつきましては、結局のところ、われわれ検察がその職責において工夫して行うものであると認識しておるところであります。

その中で取調べ状況記録書面というように一般的に存在すると言えない録音録画の記録媒体、これを本条の例示に追加するということになりますと、われわれ現場の検察官、あるいは警察官も含めて、実質的には義務化対象外の事件につきましても録音録画記録媒体による立証を求められているような受け止め方をすることもありますし、また、弁護人からそのような主張、録音録画で立証したらどうだというようなことを言われるようなことが想定され、実際の運用において混乱をきたすことが強く懸念されるところでございます。

こういった実務的な問題に加えまして、先ほどから出ておりますように、3年後の見直しの中での検討ということもありますが、それがそういう中でこの時点、現時点で例示的に追加されるということは、実務を担当する

者としては、先ほど申したような懸念が極めて強くあるということを申し上げさせていただきたいと、以上です。失礼しました。

(松坂幹事) 警察庁刑事局の松坂でございます。議論の前提となっている事実に関して、警察の実務について申し上げれば、ただ今の山上委員のご発言にもございましたが、警察が検挙した事件のうち、取調べの録音録画を実施した事件というものはごく限られている状況にございまして、取調べの録音録画を記録した媒体というものが一般的に存在しているとはいえないというのが警察実務の実態、実感でございます。

(小坂井委員) 小坂井です。特別部会では依命通知は命令だと言われたのを聞いたような気がするわけですけれども、それはさておきまして、2点ほど、申し上げます。特別部会の議論がいろいろ出てきているんですが、吉田幹事からご紹介いただきましたように、あの時の文言は、「しなければならない」という文言で、確かに私ども、意見としては198条の4を強化する趣旨だという表現をしたことは間違いないですけれども、明らかにその文言は異なっているわけですね。ですから今のこの規則の198条の4の規定の仕方・文言を見た時に、特別部会でいったん退けられたものをさらに例示するからといって、それを蒸し返すという関係には、これはどう考えてもないのではないのかということをお願い申し上げます。

それと198条の4の趣旨の話ですけれども、吉田幹事のほうでおっしゃったとおり、まさにこれは特定の何か立証方法を縛るものでもないし、的確で迅速な立証をするために検察官工夫せよという、そういうプラクティスを申し向けているという、こういう規定なわけです。他方、実情として、利用の問題ではないとされるのはちょっと違うわけで、録音録画記録媒体があり、どんどん使われていっている実情がある以上、それはまさに検察官が工夫されて、的確で迅速な立証のためにそれが必要ということでやっていらっしゃるということなわけです。ですから、要は、それを例示

すること自体は元々含まれているものを例示するだけで、そのことが何か3年後の見直しと抵触するとか、特別部会の議論に抵触するとか、そういう関係にはないということは改めて申し上げておきたいと思います。

(井上委員長) 酒巻委員，どうぞ。

(酒巻委員) この問題は現状の運用がどうであるかということよりも前に、法律と規則という、法規範の整合性の問題というのが一番重要でありまして、今小坂井委員は特別部会のことに言及し、そして私も特別部会の委員でありましたけれども、確かに特別部会に提案された、そして審議の上、退けられた条文案と、今日小坂井委員がご提案になっている規則の条文案の文言に違いがありますけれども、その違いのある部分は本質的な問題ではなく、法律が、先ほど来の事務当局答弁や他の委員幹事からのご発言に出ていますとおり、法律上義務付けられている録音録画の範囲が現段階においては非常にはっきりしているわけで、それとこの規則のご提案の案は、やはり文言上、あるいは論理上、抵触している。規則のほうにこういう文言を入れることは、特別部会における議論と構造は同じですけれども、やはり適切でない誤解あるいは混乱を生じさせるものであろうというふうに私は考えております。

(宮村幹事) 幹事の宮村です。私は小坂井委員の提案どおり、例示として記録媒体を追加することに賛成をいたします。先ほど来、取調べ状況記録書面の例示は、最も一般的に存在するという見地からされたものだというご説明がなされておりますが、これから取調べの録音録画をした記録媒体が法律上も予定される証拠方法、立証方法となる中で、録音録画がされているケースにおいて最も一般的な立証方法は何かという見地から例示を加えることも決して法規上あり得ないことではないはずだというふうに考えます。

そして任意性や特信情況が問題となる事案での現在の立証方法の実情を

考えますと、取調べ状況記録書面は証拠開示の対象としては非常に重要だと考えますが、公判で立証が必要になるようなケースを想定しますと、取調べ状況記録書面から明らかになるような外部的な事情でけりがつく事案というのはむしろ少数であって、結局はその取調べで何があったかということの立証こそが問題になるはずだと考えます。そう考えますと、やはり小坂井委員からもお話がありましたように、よりダイレクトな立証方法としては取調べの録音録画の記録媒体ということになるのではないかと思います。

他方で、そのような実情を鑑みたときに、取調べの録音録画の記録媒体が存在するという事案が今後も相当数あるという中で、刑訴規則上は取調べ状況記録書面だけが例示されているというのはむしろ取調べ状況記録書面が録音録画媒体が存在するケースでも一般的な立証方法だというような誤解を生じさせるおそれすらあると考えます。したがって、取調べの録音録画の記録媒体を例示として追加するという改正が適切だと考えます。以上です。

(井上委員長) ほかの方、いかがでしょうか。では、大澤委員。

(大澤委員) 委員の大澤でございます。これもまた既にご議論の中で指摘されているところかもしれませんが、録音録画記録媒体はその他の取調べ状況に関する資料の中に含まれる、その点については、おそらくこの場にいる方も含めて、誰も疑わないことだろうと思います。しかし、それを敢えて例示として表に引き出すということがどういう意味を持つのかということは、1つ考えなければいけないように思うところです。

私自身も録音録画記録媒体の使用は今後ますます有力な手段になっていくでしょうし、基本的にはそれが適切な方向であろうというふうに思っておりますけれども、ご紹介のありました法制審でのご議論等を踏まえた時に、これを敢えて表に出して示すということが果たして刑事訴訟規則とい

う最高裁の規則で定めることとして適切なことなのかどうかというところは、最高裁の規則の性格なり守備領域も踏まえ、少し慎重に考えてみる必要があるのかなという感じがいたします。

取調べの状況を記録した書面は最も一般的な方法だという話ですけれども、問題は、現実にはどうかということよりも、法律の規範の中での位置付けとして最も一般的であるのがこれだから、同じく規範である規則の中にもこれを挙げておきましょうということなのではないかと思われまます。おそらくこの例示がないと、その他取調べの状況に関する資料ということの意味がよくわからなくなってしまう。元々水掛け論になることを防ぐための客観的資料の1つの例として挙げられたということだと思いますけれども、これがないと、その他の資料とはそのような客観的資料であるということもわからなくなってしまう。そのため、その趣旨を明らかにするものとして、法律の中で最も一般的とされる例が挙げられているということかと思えますけれども、録音録画記録媒体は取調べの状況に関する資料という中に含まれていることをおそらく誰も疑わないのだろうけれども、立法の経緯等を踏まえたときに、敢えてそれを表に出すことは、申し上げた例示の趣旨からは少し飛び出すところがある、あるいはそのように見える懸念がある。それを果たして最高裁の規則において行うことが適切かという点については、私は少し慎重に考えたほうがいいのではないかというふうに思います。

(井上委員長) 小野委員，どうぞ。

(小野委員) 小野ですが、198条の4の例示として、取調べ状況記録書面が挙げられているわけですけれども、まさに時代が移り変わり、録音録画が部分的ではあれ、法制化されたという中で、立証しようとする時の対象として、何を例示するのかということは、この大きな流れの中で明確化されるべきであろう時期に来ていると考えるわけです。

そういうことで言いますと、取調べ状況記録書面だけを取り出してきたわけですが、ここに来て、当然のことながら、また実際にも実態として録音録画ということが広く行われ、またこれからも広がっていくという流れの中で、この録音録画をもう1つの例示として挙げるのはむしろ当然のことではないのだろうかと思います。なぜここに来て、これはおかしいというところまでおっしゃるのか、そこは私にはよくわからなくて、こういう例示を記載することによって、法律を超えるであるとか、これまでの議論を超えるというようなことにはならないと考えます。ここは1つ、ぜひ規則の中にも入れておいていただきたいと思いますというわけです。

(井上委員長) 同趣旨のご意見が双方から繰り返されて、やや堂々巡りになっているように思われますけれども、ちょっと異なる角度でのご意見をあれば出していただければと思います。河津委員、そういう趣旨でのご発言でしょうか。

(河津委員) はい、新たな角度と申し上げられるかどうかわかりませんが、法制審の特別部会のとりまとめを拝見して、その観点から意見を申し上げたいと思います。とりまとめを拝見しますと、「公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」ということが共通認識として確認されております。そしてその「共通認識を実現する観点」から、「制度の対象とされていない取調べであっても」、「可能な限り、幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされていくことを強く期待する」と述べられています。取調べ状況についてどのような立証方法を取るかは、検察官がその職責において工夫すべきことではありますが、録音録画の記録媒体を中心とした立証がされるのでなければ、検察は特別部会の期待に応えなかったことになってしまうのではないのでしょうか。

198条の4が制定された平成17年当時と比較して、録音録画記録媒体は格段に一般的に存在するものになっています。そしてこの条文は、「迅速かつ的確な立証」の努力義務を課すものでありますが、録音録画記録媒体は、現行の条文で例示されている「取調べの状況を記録した書面」よりも、「迅速かつ的確な立証」の方法として、明白に優越したものです。「取調べの状況を記録した書面」は、今日では「迅速かつ的確な立証」の方法として必ずしもの確な例示ではなくなっており、最良証拠というべき記録媒体をあわせて例示することが適切である、そのように考えます。

(井上委員長) 打ち切るつもりはないのですけれども、時間の問題もありますので、議論がやや堂々巡りになっているものですから、議論をより活性化させるために、少し違った観点からさらに付け加えるご意見があれば伺いたいと思います。どなたからもご発言のお申し出がありませんので、ほぼこの小坂井委員からの規則化事項の提案については、皆様のご意見は伺ったと受け取ってよろしいでしょうか。それでは、この点についての審議はこのくらいにさせていただきます。

諮問事項について事務局のほうから提案されました要綱案とお二人の委員からそれぞれ提出されました規則化の提案についてご意見をいただきましたので、この辺で採決に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。採決の順序ですけれども、お二人の委員からの規則化の提案はいずれも、事務局の提案の中身自体について変更等を求めるものではなく、それに付け加えて、ほかの事項も規則に盛り込むことを提案するものですので、まず事務局から提案のあった要綱案について採決した後、お二人の委員から提案された規則化案それぞれについて採決をするという順序で進めるのが論理的かと思われませんが、それでよろしいでしょうか。それでは、そうさせていただきます。

ではまず、事務局提出の「刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定

に関する要綱案」に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

次に、反対の委員は挙手をお願いします。

それでは事務局から採決の結果について報告していただけますか。

(吉田幹事) 賛成の委員の方16名、反対の委員の方0名でございました。出席委員総数は、委員長を除きまして16名でございました。以上でございます。

(井上委員長) ただ今報告がありましたように、出席の委員全員が賛成ということですので、事務局提出の要綱案については可決ということになります。

次に、小野委員提出の規則化提案事項について採決を行いたいと思います。小野委員提案の規則化提案事項について賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

反対の委員は挙手をお願いします。

(反対者挙手)

それでは結果について報告をお願いします。

(吉田幹事) ただ今の採決の結果をご報告いたします。賛成の委員の方4名、反対の委員の方12名でした。出席委員総数は、委員長を除きまして16名でした。以上でございます。

(井上委員長) ただ今報告がありましたとおり、小野委員から提出された規則化提案事項につきましては、賛成少数ということで、否決されました。

もう1つ、小坂井委員から提出された規則化提案事項について採決させていただきます。この規則化提案事項について賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

反対の委員は挙手をお願いします。

(反対者挙手)

それでは結果について報告をお願いします。

(吉田幹事) ただ今の採決の結果をご報告いたします。賛成の委員の方4名，反対の委員の方12名でした。出席委員総数は，委員長を除きまして16名でした。以上でございます。

(井上委員長) 今報告がありましたとおり，小坂井委員から提出された規則化提案事項につきましては，賛成少数ということで，否決されました。以上の結果，本委員会としては，要綱案をもとに「刑事訴訟規則等の一部を改正する規則」を制定すべきであるという意見を答申することになるかと思えます。ただ，その条文化に当たっては，技術的な調整等がおそらく必要になると思えますので，その点については，事務局のほうに一任させていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは最高裁判所におかれましては，ただ今ご承認いただいた答申に基づいて，速やかに規則を制定していただければと思えます。

これで，こちらで用意した事項についての審議は終了しますが，この際何かご発言がございましたら承りたいと思えます。では，出井委員，どうぞ。

(出井委員) 日弁連の出井でございます。ただ今審議は終結したわけでございますが，この際，今回の刑事規則制定諮問委員会の課題の設定について，今後のこともございますので，意見を述べさせていただきます。今回の刑事規則制定諮問委員会は従前と異なり，あるいは従前と比べて限定された事項の諮問を受けて開催されました。その結果，平成28年改正刑事訴訟法のうち未施行部分の施行に伴う改正以外の事項については審議の対象から除外されました。しかし，刑事訴訟規則には，今回審議された事

項以外にも、今日では合理性が失われていると思われる規制や、あるいは不足している規定があり、それらについても早急に改正がなされるべきであると考えております。4点申し上げます。

1点目、まず合理性が失われていると思われる規制として、被疑者の弁護人の人数の規制を挙げることができます。現行刑事訴訟規則第27条は、被疑者の弁護人の数は3人を超えることができないということを原則とし、裁判所が「特別な事情」があると認めて許可した場合、例外的に、3人を超える数の弁護人を選任できるとしています。

しかし、弁護人が3人を超えることによって、正当な捜査が妨げられるようなことは考えられず、このような規制に合理的な理由はありません。実際、被疑者との頻繁な接見を必要とする事件においては、3人を超える数の弁護人が交代で対応する必要が生じます。しかし、そのような事件において、裁判所が「特別な事情」があると認めず、検察官が弁護人の人数制限を根拠として、「弁護人となろうとする者」としての接見も拒んだという事例も報告されております。今日では、現行刑事訴訟規則制定時とは異なり、被疑者に対する弁護人の援助の重要性は共通認識となっていると考えております。平成28年刑事訴訟法改正によって、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大及び弁護人の選任に係る事項の教示の拡充が図られましたが、その改正の趣旨は、弁護人による援助の充実化であったわけですが、その改正の趣旨は、弁護人による援助の充実化の要請に沿って、速やかに改正することを求めます。

2点目、弁護人が充実した援助をするためには、被疑者に対して発せられた逮捕状、勾留状及び起訴状の内容を正確に把握し、必要に応じて迅速な対応をすることが求められます。しかし、現行刑事訴訟規則の下では、弁護人が速やかに逮捕状、勾留状及び起訴状の内容を把握することができ

るようにはなっていません。勾留状については、謄本の交付請求が認められています。交付を受けるまでに数日要することもあるのが実情です。逮捕状、勾留状及び起訴状について、弁護人が速やかに写しの交付を受けられることができるよう、刑事訴訟規則に規定を設けるべきであると考えます。

3点目、保釈手続に関して、かつての刑事訴訟規則の第89条は、検察官の保釈又は勾留執行停止についての意見がこれを相当でないとするものであるときは、その意見に対する被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとされていました。この規定は、昭和26年の改正により削除されております。その理由は、「検察官の意見を聴く前に、弁護人の意見が裁判所に表明されていることが多く、必ず今一度被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないとすると、同じ意見が繰り返されることになり、手続が徒に煩雑になる」からであると説明されています。

しかし、権利保釈の除外事由や、裁量保釈を相当としない事情は、本来的にまず検察官が主張・疎明すべきものです。このことは、平成28年刑事訴訟法改正で裁量保釈の考慮事情が明確化されたことにより、一段と明らかになったといえます。そうすると、被告人又は弁護人に対し、検察官の主張・疎明を受けて、反論・反証する機会を保障することが重要であり、同じ意見が繰り返されるものではありません。適正な保釈の裁判のためには、被告人又は弁護人の反論・反証を踏まえて判断することが必要といえるべきです。保釈の裁判の適正化が要請されていることも踏まえ、かつての第89条の規定を復活させることを求めます。

最後です、4点目、証拠開示についてでございますが、平成28年改正刑事訴訟法の規定が既に施行されていますが、施行後のいくつかの課題が既に出てきております。1つは、証拠の一覧表が、開示済みの証拠や請求証拠との対応関係が不明な形式で作成され、交付されているということにより、混乱が生じているという問題です。この点については、検察官は、

被告人又は弁護人に対し開示をする証拠及び開示した証拠が一覧表に記載された証拠のいずれに該当するのかが明らかになるよう努めるべき旨を、刑事訴訟規則に定めるべきであると考えます。

もう1つは、証拠の分量が膨大な事件において、一覧表が紙媒体でのみ交付されていることにより、開示漏れ証拠のチェック等に支障が生じているという問題です。この点については、検察官が一覧表に記載した情報の内容を記録した電磁的記録を有している場合には、当該情報を電磁的方法で提供すべき旨を規則に定めるべきであると考えております。

以上4点、かなり具体的なことにわたって申し上げましたが、刑事訴訟規則も法律の改正があった時に、それに伴う形式的、技術的な改正のみを行うのではなく、時代の変化や実務の運用状況を踏まえ、不断の見直しが行われるべきであると考えます。そうすることが、憲法が最高裁判所に規則制定権を与えた趣旨に沿うはずでございます。早急に改正に向けた検討を開始いただきたいと存じます。以上です。

(井上委員長) ご意見として承っておくということによろしいですね。それでは、本日の委員会はこれで終了とさせていただきます。長時間、熱心にご審議をいただきましてありがとうございます。